

平成27年5月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

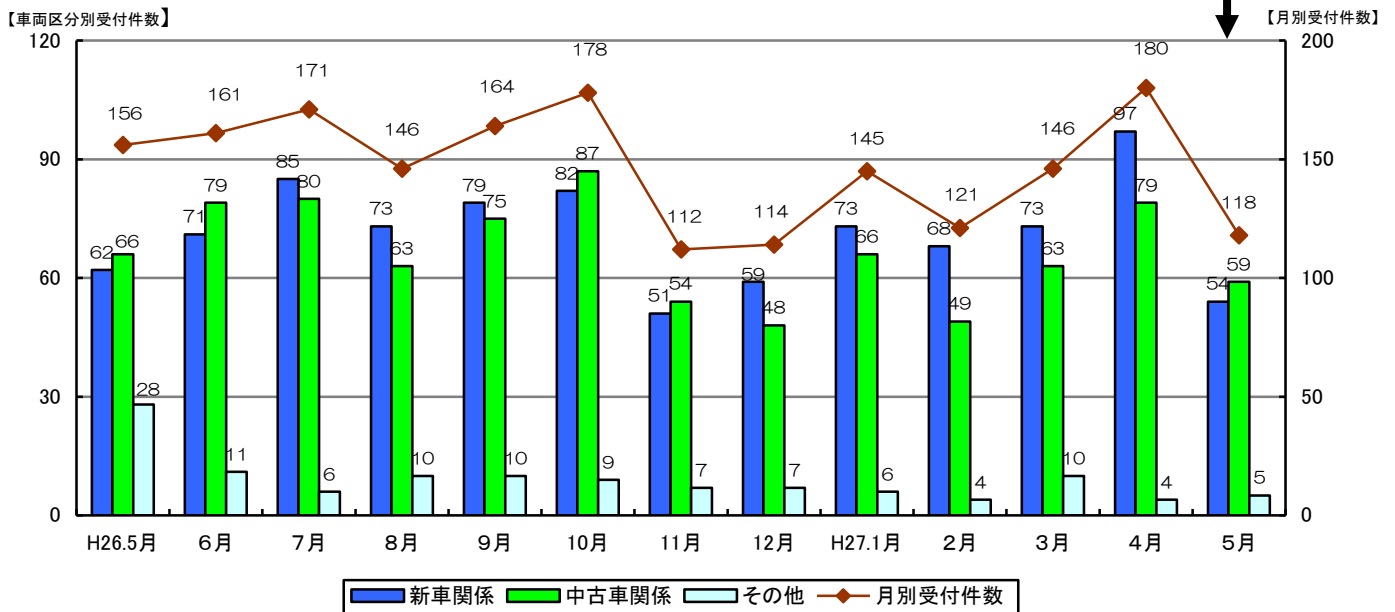
5月度の相談受付件数は計118件で、前月度と比較すると62件減、対前年同月比では、全体の相談受付件数は38件減（新車関係8件減、中古車関係7件減、その他23件減）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約51%を占めています。

【相談者の内訳・平成27年5月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	54	59	5	118
広告代理店等	21	7	1	29
メーカー系ディーラー	17	12	2	31
自動車関係団体	7	9	2	18
中古車専門店	0	15	0	15
中古車情報誌社	0	8	0	8
メーカー	6	5	0	11
新聞社	1	1	0	2
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	1	2	0	3

【相談受付件数の推移・平成26年5月～平成27年5月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、支払総額から値引きする旨の表示の可否や、広告掲載車両の販売価格は表示せずに価格帯のみを表示することの可否等であり、また、『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせでは、展示車を販売する場合の展示車である旨の表示義務に関する相談が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	35	64.8%	その他	3	5.6%
景品関係	16	29.6%	合計	54	100%

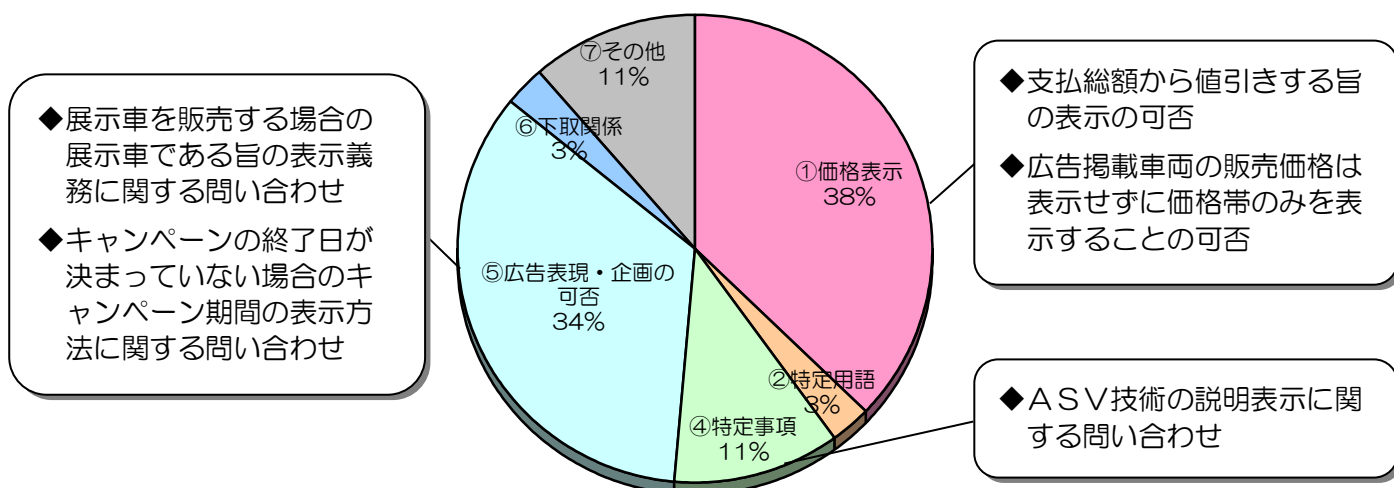
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	13	37.1%	④特定事項	4	11.4%
表示方法	6	17.1%	燃費	1	2.9%
付属品・特別仕様	1	2.9%	安全・環境（ASV技術）	3	8.6%
値引き表示	1	2.9%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	1	2.9%	特別仕様・限定	0	0.0%
割賦・リース	4	11.4%	その他	0	0.0%
その他	0	0.0%	⑤広告表現・企画の可否	12	34.3%
②特定用語	1	2.9%	広告表現の可否	5	14.3%
新発売等	1	2.9%	企画の可否	1	2.9%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	6	17.1%
③税金・諸費用	0	0.0%	⑥下取関係	1	2.9%
税金	0	0.0%	⑦その他（エコ減税等）	4	11.4%
諸費用・その他	0	0.0%	合計	35	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	13	81.3%	オープン懸賞	1	6.3%
一般懸賞（抽選等）	0	0.0%	その他（期間延長等）	2	12.5%
			合計	16	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. フェア目玉車を車両本体価格より10万円引きした特別価格で販売したいのですが、チラシ広告に販売価格に諸費用を加えた支払総額で表示する場合、支払総額から10万円引きする旨を表示して問題ないですか？

広告の表示例

支払総額 ~~145万円~~ 10万円引き → 135万円

車両本体価格130万円 その他費用15万円

A. 支払総額の内訳である車両本体価格から20万円を値引きするものであることがわかるよう表示する必要があります。

正しい表示例

支払総額 135万円

車両本体価格130万円 10万円引き → 120万円 その他費用15万円

[[支払総額の表示方法についてはこちらをご参照下さい](#)]

Q. チラシ広告で新型車に搭載された衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能（以下、ASV技術という。）について訴求したいのですが、作成する際の留意点を教えてください。

A. 衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能等のASV技術について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、性能・機能に関する説明表示や、機能が作動する条件及び作動しない条件等を、以下の点に留意して明瞭に表示して下さい。

①表示箇所

ASV技術に関する表示に近接した箇所に一体として視認できるように表示すること。

②文字の大きさ

最低8ポイント以上の大きさを表示すること。ただし、当該機能・効果を強調表示する場合は12ポイント以上の大きさを表示すること。

③文字のバランス

ASV技術に関する表示に対し最低5分の1以上の大きさを表示すること。ただし、当該機能・効果を強調表示する場合は3分の1以上の大きさを表示すること。

④色の組み合わせ等

文字間および行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにする等により、視認性を確保すること。

[[ASV技術について表示する場合の表示事項、表示方法等のポイントについてはこちらをご参照下さい](#)]

Q. 福祉車両の販売促進を図るため、県内にある複数の福祉施設にアンケートを送付し、アンケートにご回答いただいた福祉施設には、もれなく景品をプレゼントしたいと考えているのですが、この場合、プレゼントすることができる景品の額はいくらまでと考えていただらいですか？

A. 事業者向けにもれなく景品類を提供する場合は、原則として景品表示法の規制の対象とはなりません。しかし、事業者向けの景品類の提供であっても、懸賞によって提供する場合は、景品表示法の規制（一般懸賞）の対象となります（最高額10万円）。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、チラシ広告を持参したお客様には車両価格を値引く旨の表示の可否等であり、また、『必要表示事項』に関する問い合わせでは、他社で走行メーターを交換した車両に交換歴車シールを貼付する場合の貼付方法や、支払総額を表示する場合の定期点検整備費用を諸費用に含めて表示することの可否等に関する相談が寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	38	64.4%	その他	16	27.1%
景品関係	5	8.5%	合計	59	100%

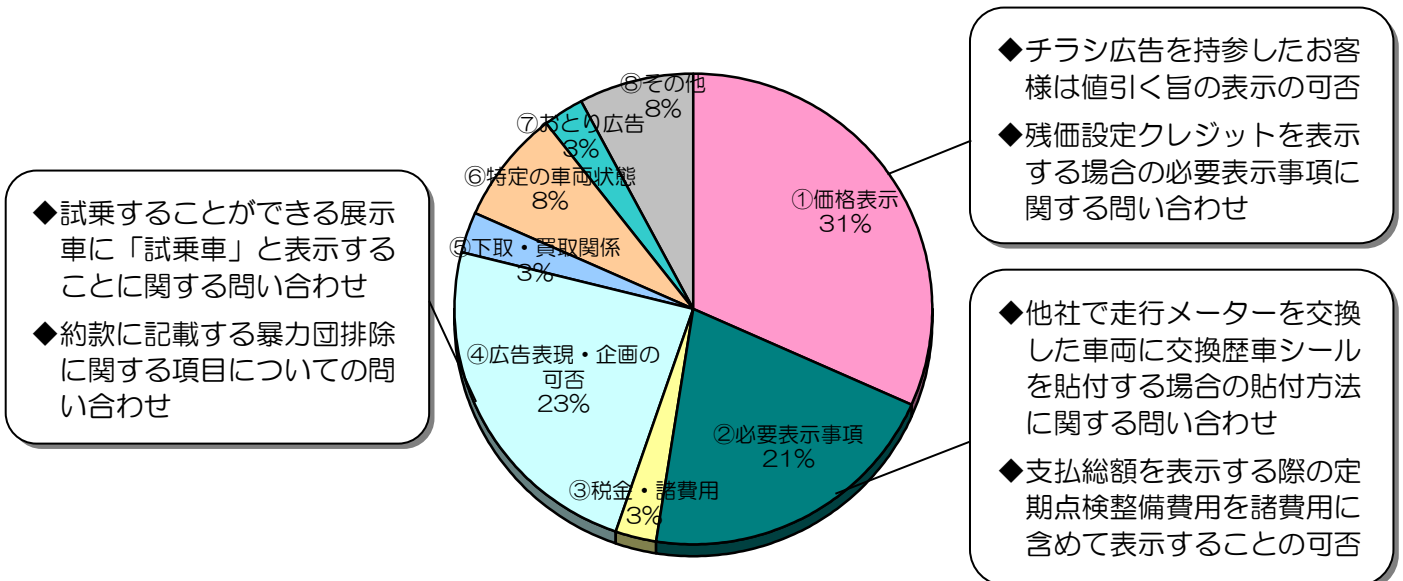
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	12	31.6%	③税金・諸費用	1	2.6%
表示方法	0	0.0%	税金	1	2.6%
値引き表示	6	15.8%	諸費用・その他	0	0.0%
支払総額	4	10.5%	④広告表現・企画の可否	9	23.7%
割賦・リース	1	2.6%	広告表現の可否	3	7.9%
その他	1	2.6%	企画の可否	1	2.6%
②必要表示事項	8	21.1%	抽象的な問い合わせ	5	13.2%
走行距離数	1	2.6%	⑤下取・買取関係	1	2.6%
保証の有無	1	2.6%	⑥特定の車両状態	3	7.9%
定期点検整備実施状況	1	2.6%	⑦おとり広告	1	2.6%
その他（必要表示事項全般）	5	13.2%	⑧その他	3	7.9%
			合計	38	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	2	40.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	2	40.0%	その他	1	20.0%
			合計	5	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

今月の事例

Q. 下取りした車両に備え付けられていた定期点検整備記録簿から、他社で走行メーターが交換されていることがわかったのですが、その車両には「走行距離計交換歴車シール」（以下、「交換歴車シール」という。）が貼付されていなかったため、当店で「交換歴車シール」を貼付したいのですが、どのように貼付すればいいですか？

A. 仕入れた車両に、交換前・交換後の走行メーターの表示値、交換実施事業者名、交換実施日等が記載された定期点検整備記録簿等の帳票類が備え付けられている場合は、「交換歴車シール」に定期点検整備記録簿等の帳票類に記載された交換前・交換後の走行メーターの表示値、交換実施事業者名等を転記した上で、当該車両のセンターピラー（運転席側）に貼付して下さい。

[\[走行距離の表示についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. 当店では、支払総額を表示しているのですが、定期点検整備を実施して販売する場合の定期点検整備費用は、諸費用に含めていいと聞いたのですが、問題ないですか？

A. 諸費用とは、保険料や税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用（代行費用等）を指しますので、それ以外の費用（保証費用、定期点検整備費用等）は、「現金価格（車両価格）」に含めて表示することとなります。したがって、定期点検整備を実施して販売する中古車の支払総額を表示方法する場合は、『定期点検整備あり』と表示するとともに、当該整備費用は、「現金価格（車両価格）」に含めて表示して下さい。

Q. 「登録（届出）済未使用車」は、新車と同様に使用されていない車両なので、「登録（届出）済未使用車」をチラシ広告に掲載する場合は、新車規約と同様に走行距離数は表示しなくてもいいですか？

A. 「登録（届出）済未使用車」は中古車ですので、中古車規約に基づき表示する必要があります。規約では、チラシ広告に販売価格を表示した場合、走行距離数は必ず表示しなくてはならない項目となっていますので、「登録（届出）済未使用車」をチラシ広告に掲載する場合は、展示時点の走行距離計の表示値（実走行キロ数）を表示して下さい。

なお、規約では、走行距離数は千 km 未満を四捨五入して表示することとなっていますが、走行距離数が千 km 未満の車両の場合、展示時点の走行距離計の表示値（実走行キロ数）を表示することとなっていますので、『0km』、『未走行』と表示することはできません。

[\[登録（届出）済未使用車を広告掲載する際の留意点についてはこちらをご参照下さい\]](#)